【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年９月７日
【会社名】	アサヒグループホールディングス株式会社
【英訳名】	Asahi Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　兼　CEO　　小路　明善
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長　　坂野　俊次郎
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
【電話番号】	03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部門長　　坂野　俊次郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2020年８月25日（火）の当社取締役会決議（会社法第370条及び当社定款第23条に定める方法により、2020年８月25日（火）付で取締役会の決議があったものとみなされます。以下当社の取締役会の決議に関する記載につき同じ。）により、当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Ａに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における募集（以下、「海外募集」といいます。）が決定され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第１号の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出しておりますが、2020年９月７日（月）に海外募集の募集株式数及び募集条件、その他この当社普通株式の募集に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の５第５項において準用する同法第７条第１項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

ロ　発行数

（訂正前）

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式　29,230,200株

(1) 下記リに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式　25,417,600株

(2) 下記リに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式　3,812,600株

国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案したうえで、2020年９月７日（月）から2020年９月11日（金）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」といいます。）に決定いたします。

（訂正後）

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式　31,422,500株

(1) 下記リに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式　27,609,900株

(2) 下記リに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式　3,812,600株

ハ　発行価格（募集価格）

（訂正前）

未定

（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定いたします。）

（訂正後）

3,357円

（海外募集における１株当たりの募集価格です。なお、発行価額との差額は、引受人の手取金となります。）

ニ　発行価額

（会社法上の払込金額）

（訂正前）

未定

（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定いたします。）

（訂正後）

3,218.56円

ホ　資本組入額

（訂正前）　未定
（資本組入額は、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額（１円未満端数切上げ）を発行数で除した金額とします。）

（訂正後）　1,609.28円

ヘ　発行価額の総額

（訂正前）　未定

（訂正後）　101,135,201,600円
（上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合）

ト　資本組入額の総額

（訂正前）　未定
（資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。）

（訂正後）　26,138,730,400円（増加する資本準備金の額は26,138,730,400円）
（上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合）

ヲ　提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（訂正前）

(1) 手取金の総額

払込金額の総額上限	94,952,843,190円（見込）
発行諸費用の概算額上限	430,000,000円（見込）
差引手取概算額上限	94,522,843,190円（見込）

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、2020年８月20日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
また、払込金額の総額上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額であります。

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
上記差引手取概算額上限94,522,843,190円については、海外募集と同日付の取締役会決議により決定された国内一般募集の手取概算額54,796,609,475円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限8,221,910,210円と合わせ、手取概算額合計上限157,541,362,875円について、全額を2020年10月末までにCUB事業（以下に定義します。）の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン１兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。

＜後略＞

（訂正後）

(1) 手取金の総額

払込金額の総額上限	**101,135,201,600円**
発行諸費用の概算額上限	**470,000,000円**
差引手取概算額上限	**100,665,201,600円**

なお、払込金額の総額上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額であります。

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限100,665,201,600円については、海外募集と同日付の取締役会決議により決定された国内一般募集の手取概算額47,214,059,392円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限8,141,935,808円と合わせ、手取概算額合計上限156,021,196,800円について、全額を2020年10月末までにCUB事業（以下に定義します。）の取得に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン１兆1,850億円の返済資金の一部に充当する予定であります。

＜後略＞

ワ　払込期日

（訂正前）　**2020年９月14日（月）から2020年９月18日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とします。**

（訂正後）　**2020年９月14日（月）**